

返戻金制度について

返戻金制度

求職者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは求職者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、当行は求人者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。但し、退社等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

（１）入社後１ヵ月以内の場合：成功報酬として受領した紹介手数料の８０％

（２）入社後１ヵ月超３ヵ月以内の場合：成功報酬として受領した紹介手数料の５０％

許可番号 １６－ユ－３００１７９

事業所の名称 株式会社富山第一銀行

事業所の所在地 富山県富山市西町５番１号